

監査報告書

令和3年5月28日

学校法人文理佐藤学園

理事会・評議員会 御中

監事 喬木ニ郎

監事 舛川博昭

私たちは、学校法人文理佐藤学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項、学園寄附行為第23条及び学園監事監査規程の定めに基づき、学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査に当たっては、期首に監査計画を策定し（令和2年7月17日理事会に報告）その計画に基づいて、重要な会議への出席、実地監査（往査）、書面監査、他の監査機関との連携等を行いました。詳細は、次のとおりです。

- (1) 重要な会議への出席としては、理事会、評議員会、企画財務委員会、人事委員会、広報委員会、リスクマネジメント委員会などの重要な会議に全て出席し、学園の運営及び管理の状況を監査し、必要に応じて意見を述べています。これらの理事会、評議員会及び各種委員会は、それぞれの運営管理規程に基づいて、適切な手続と内容のある審議を行っていることが認められました。
- (2) 本年度も、大学①、専門学校、小学校、中学校、高等学校、法人本部、大学②、の順に学園各部門に出向いて実地監査（往査）を行いました。本年度の往査のテーマをリスク管理などに定め、主として、教育部門では学部長、教頭、主幹クラス、事務部門では、部長、課長クラスの方々から、事情聴取を行いました。各部門とも、定員割れのリスクが顕在化しており、学生、生徒、児童の入学者の確保に向かって、各部門が必死に努力していることが認められました。ただ、リスク管理の意識は、各部門とも必ずしも十分なものではありませんでした。
- (3) 財産状況の監査としては、監査人から説明を受けたほか、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表）、財産目録、事業報告書の検討など必要と思われる書面監査及び一部資産の現物実査を実施しました。
- (4) 理事の業務執行の状況の監査については、上記の(1)ないし(3)の監査を通じて監査を実施しました。
- (5) 他の監査機関との連携としては、監査人（2回）及び内部監査室長（2回）と会合を持ち、情報や意見の交換を行いました。

以上の監査の結果、私たちは、学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、学園の収支及び財産の状況を正しく示しており、学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。以上